

会員規約

この会員規約（以下「本規約」）は、一般社団法人フランスレストラン文化振興協会（略称APGF以下当「協会」と表記）と、一般社団法人フランスレストラン文化振興協会会員（以下「会員」と表記）との関係に適用するとともに、会員の規範を明確にします。入会の申し込みをいただいた時点で本契約を承認したとみなします。

第1章 総則

第1条（会員規約の適用）

当協会は、会員との間に本規約を定め、これにより当協会の運営を行います。また、当協会が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

第2条（会員規約の変更）

当協会は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当協会のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当協会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

第3条（用語の定義）

1. 本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。
2. 会員とは、当協会会員の総称です。
3. 書面とは、当協会が指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含みます)を指します。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による当協会事務局への通知、連絡も書面と認められます。

第2章 入会申込等

第4条（入会申込）

当協会への入会の申込をする方は、当協会が別に定める会費（第7条3項参照）を払込み、入会申込書に必要事項を記入して、当協会事務局に提出することとします。

第5条（入会申込の拒絶等）

1. 当協会は、入会申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合があります。
2. 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
3. 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
4. その他、前各項に準ずる場合で、当協会が入会を適当でないと判断した場合

第6条（会員の種類・年会費）

会員の種類、年会費、および特典は、次の各号の通りです。

但し入会初年度のみ、第7条3項の規定により会費を決定します。

- (1)プレミアム会員（正会員） 年会費 12,000 円

資格：職業としてフランス料理に携わる人

フランス料理に興味があり食を愛する人

若手の育成を支援したい人

特典：各種イベントへの優待、当協会が提供するコンテンツの視聴（有料コンテンツ含む）、当協会が販売する書籍などの割引、メールマガジンによる業界情報や食事会案内の受信、人数限定イベントへの優先案内

(2) 一般会員 年会費 3,000 円

資格：フランス料理を楽しみたい人 若手のプロフェッショナルなど フランス料理に興味のある方であれば資格は問いません

特典：当協会が提供するコンテンツの視聴（無料コンテンツのみ）、メールマガジンによる業界情報や食事会案内の受信

(3) 賛助会員 年会費 30,000 円

資格：協会の趣旨にご賛同とご支援いただける法人

特典：協会ウェブサイト上でのロゴの掲載及び賛助会員サイトへのリンク

協会への協賛・タイアップ企画など協力・友好関係の構築

各種イベントへの優待、当協会が提供するコンテンツの視聴（有料コンテンツ含む）、当協会が販売する書籍などの割引、メールマガジンによる業界情報や食事会案内の受信

第7条（会員資格有効期限）

1. 会員資格有効期限は次の各項に定めます。
2. 会員資格有効期限は、入会した月から12月末日までとします。
3. 会員資格有効期限の起算日は、当法人が入会を承認し、会費の支払われた日とします。また初年度は入会した月からその年の12月までの月割りにより、その年の会費を決定します。
4. 次年度以降、会員資格の継続を希望する会員は、有効期限満了日までに次年度の年会費を当協会所定の方法にて入金するものとし、入金が確認され次第、有効期限が満了日より1年間延長されるものとします。
5. 有効期限が満了した場合であっても、会員は、当該満了日から6ヶ月を経過するまでの間に次年度の年会費を入金することにより、満了日より1年間の継続ができます。

尚、有効期限満了日から6ヶ月を経過した後に再度当会への入会を希望する場合は、改めて入会手続きを行なうものとします。

第3章 入会申込記載事項の変更等

第8条（会員の氏名及び名称等の変更）

1. 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当協会事務局に通知する必要があります。
2. 前項の規定による変更通知の不在によって、当協会からの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、当協会はその責を負わないものとします。

第4章 会員資格の喪失

第9条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 6か月以上年会費を滞納したとき

第10条（退会）

退会しようとする場合は、退会届を当協会事務局に届け出て退会することができます。

第11条（会員資格の停止・解除）

当協会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- (1) 年会費が支払われないとき
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 当協会、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合
- (4) 当協会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6) 当協会、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- (7) 本規約に違反した場合
- (8) その他、当協会が会員として不相当と判断した場合

第12条（抛出金品の不返還）

一度払い込まれた会費及びその他の抛出金品は返還しません。

第5章 情報管理

第13条（個人情報の保護）

当協会は、当協会が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当協会が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとしします。

第6章 知的財産

第14条（知的財産の帰属）

当協会が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当協会に帰属します。

第15条（知的財産の保護）

当協会が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはいけません。

第7章 損害賠償等

第16条（損害賠償）

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、当該会員は、当協会が受けた損害を当協会に賠償することとします。

第17条（免責）

当協会は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、当協会の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

第8章 残存条項

第18条（残存条項）

退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第14条から第17条および本条の規定は有効に存続するものとします。

第9章 その他

第19条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第20条（裁判管轄）

当協会および会員は、当協会と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第21条（規定の追加）

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当協会が定めるものとします。

附則

この規約は 令和3年1月4日より施行する。